

-- 取得対象住宅の所在地の住民票のご提出に関するご案内 --

当社では、取得対象住宅の所在地に住民登録をしていることを証する住民票（以下、「新住所住民票」といいます。）をお客様からご提出いただくことで、住宅ローンの資金使途の確認をさせていただきます。

融資金のお受け取り時までに新住所住民票をご提出いただける場合を除き、お客様から「入居に関する確認書」をご提出いただくことにより新住所住民票の提出予定日を確認いたしますので、提出予定日までに取得対象住宅へのご入居・当社への新住所住民票の提出をお願いいたします。

また、ご事情により入居までの期間が融資金のお受け取り日から起算して2ヶ月後の末日を超えるご予定の場合には、別途「入居遅延承認申請書」のご提出及び当社の承認が必要となります。この場合、入居遅延の理由等に応じて「疎明資料」をご提出いただく場合がございます（入居遅延事由ごとに必要な疎明資料等については以下をご参照ください）。

入居遅延手続時の提出書類

入居遅延の理由等 ※入居遅延承認申請書にてご申告下さい		入居遅延承認申請に 添付する疎明資料	取得対象住宅にご入居後 2か月以内にご提出いただく 書類
1 子供の転校 時期との関係の 場合 ※幼稚園又は保育園 の転園を含む	(1)資金お受け取り日の属する年度末までに取得対象住宅に入居できる場合	不要	・新住所住民票
	(2)資金お受け取り日の属する年度末までに取得対象住宅に入居できない場合	在学証明書(原本)	・新住所住民票 ・住所変更届
2 上記1以外 の理由の場合	債務者又はご家族の病気	医師の診断書(原本)	・新住所住民票 ・住所変更届
	転勤	辞令又は勤務先が発行する証明書(原本)	
	長期出張	勤務先が発行する証明書(原本)	
	取得対象住宅のリフォーム工事、外構工事	下記のいずれかの書類 ● 工事請負契約書 ● 注文書及び注文請書 ● 見積書	
引越し	見積書		

※疎明資料が必要な場合で資金お受け取り日までにご準備いただけない場合には、資金お受け取り後速やかにご提出をお願い申し上げます（入居遅延承認申請書は先にご提出ください）。この場合、いただいた入居遅延承認申請は疎明資料の内容確認をもって承諾をいたします。

※新住所の住民票はお住まいになる世帯全員の住民票をご提出ください。

※入居に関する確認書・入居遅延承認申請書・変更届出は弊社ホームページからも取得可能です。

※取得対象住宅に新住所を移された場合には、抵当権設定登記の債務者住所をご変更ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

〒180-0022 東京都武蔵野市境2丁目12番13号 TEL0422-37-8088(音声ガイダンスで[2]をお選びください)

株式会社ファミリーライフサービス 住所変更担当 宛